

サプライチェーン参入支援事業業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、サプライチェーン参入支援事業業務の委託候補者を選定するための審査に関して必要な事項を定めるものとする。

2 企画提案審査会

- (1) 審査会は、次の審査員をもって構成する。
 - ・新産業創造課長
 - ・新産業創造課長が指名する者2名程度
- (2) 審査会長は、新産業創造課長をもって充てる。
- (3) 審査会の事務局は、新産業創造課産学官連携チームに置く。

3 審査方法

- (1) 審査は、企画提案競技参加者から提案された企画の内容に関し、プレゼンテーション形式により行う。
- (2) 審査は、4の「審査項目、審査基準及び配点」により行う。
- (3) 各審査員の評価点を集計し、3名の合計点数により順位付けする。
- (4) 全体の合計点数を比較した結果、その差が僅差(5点以内)の場合は、総合評価等を勘案し、審査員の合議により委託候補者の順位を決定する。

4 審査項目、審査基準及び配点

- (1) 企画及び構成(60点)
 - ・事業目的を達成する企画・構成になっているか。
 - ・伴走支援等を行う人材の選定や伴走支援の方法は適切か。
 - ・県内企業の現状把握及び参入に向けたアドバイスの実施方法は適切か。
 - ・医療機器メーカー等とのマッチングの方法は適切か。
 - ・展示会に出展する県内企業の支援方法や、マッチングの方法は適切か。
- (2) 実施体制(15点)
 - ・提案内容を確実に履行できる実施体制となっているか。
 - ・類似事業の受託実績や成果が十分あるか。
- (3) 実施スケジュール(10点)
 - ・実施スケジュールは妥当か。
- (4) 費用対効果(5点)
 - ・見積金額及び積算内訳は妥当か。
- (5) その他(10点)
 - ・賃金水準向上への取組状況について
 - ・女性の活躍推進への取組状況について

5 施行期日

この要領は、令和7年4月8日付けで施行する。

この要領は、令和8年4月8日付けで施行する。